

6月は**固定資産税・村県民税第1期、軽自動車税の納期**となっています。

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	6月1日	7月31日	12月25日	令和3年3月1日
村県民税	6月30日	8月31日	11月2日	令和3年2月1日
軽自動車税	6月1日			

納税は口座振替が便利です。  
 手続き方法につきましては、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ：  
 税務課 ☎ 9 6 6 - 1 2 0 6

恩納村奨学資金給付型及び貸与型申込期限の延長について

申込期間

4月1日(水)～5月29日(金)  
 振込時期：6月・10月

6月1日(月)～8月31日(月)  
 振込時期：10月

恩納村奨学資金の返済猶予について

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、長期休業等を要因とする収入減等の理由で返済が厳しい方は学校教育課までご相談ください。

ご相談においては、電話での相談をお願いします。

提出・お問い合わせ：学校教育課 ☎ 9 6 6 - 1 2 0 9

新型コロナウイルスの影響により**納税**が困難な方へ  
 徴収猶予の「特例制度」

無担保・延滞金なし

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

担保の提供は不要です。  
 延滞金もかかりません。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る**収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。**
- ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

※「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

地方対象となる

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する村県民税、法人村民税、固定資産税、軽自動車税が対象になります。  
 これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- 関係法令の施行から2か月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

お問い合わせ：税務課 ☎ 9 6 6 - 1 2 0 6